

○評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本分析センターの評議員の報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における定義は、以下のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬の額は、評議員会出席1回につき30,000円とする。

(報酬の支給)

第4条 評議員の報酬については、支給要件発生の都度支給する。

(費用)

第5条 評議員がその職務遂行に当たっての要する費用は、実費相当額として交通費、旅費（宿泊費を含む）その他の経費を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は公益財団法人への移行の登記の日から施行する。